

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 上場等株券等の発行者が行う買付け等（第十六条―第二十条） （三条）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 新投資口予約権証券 法第二条第一項第十一号に掲げる新投資口予約権証券をいう。</p> <p>四～十九（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二十～二十五（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 上場等株券の発行会社が行う買付け等（第十六条―第二十条） （三条）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二の二～十二の二（略）</p> <p>十三 上場等株券 法第六十二条の二に規定する上場等株券をいう。</p> <p>十四～十八（略）</p> <p>十九 上場等株券等 法第六十七条第一項に規定する上場等株券</p>

3
(略)

(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)

第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引(第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。)とする。

一～八 (略)

九 次に掲げる有価証券に付与された株券又は投資証券(以下この号において「株券等」という。)を取得する権利を行使しており、当該権利が行使された結果取得することとなる株券等の数量の範囲内で当該株券等と同一の銘柄の株券等の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

ハ 新投資口予約権証券

ニ (略)

ホ 金融商品取引所に上場されている社債券(新株予約権付社債券を除く。以下ホにおいて同じ。)又は店頭売買有価証券に該当する社債券であつて、当該社債券の発行者である会社以外の会社が発行した株券により償還することができる旨の特約が付されているもの(社債券を保有する者が当該社債券の発行者で

等という。

3
(略)

(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)

第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引(第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。)とする。

一～八 (略)

九 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使しており、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

(新設)

ハ (略)

ニ 金融商品取引所に上場されている社債券(新株予約権付社債券を除く。以下ニにおいて同じ。)又は店頭売買有価証券に該当する社債券であつて、当該社債券の発行者である会社以外の会社が発行した株券により償還することができる旨の特約が付されているもの(社債券を保有する者が当該社債券の発行者で

ある会社に対し、当該株券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。以下「交換社債券」という。）

ヘ) (略)

十〇十九 (略)

二十 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券又は投資証券（以下この号及び次号において「株券等」という。）の売買価格の關係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券等の数量の範囲内で当該株券等と同一の銘柄の株券等の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

ハ) 新投資口予約権証券

ニ〇一〇 (略)

二十一 次に掲げる有価証券の買付け（当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。）の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券等の数量の範囲内で当該株券等と同一の銘柄の株券等の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

ハ) 新投資口予約権証券

ニ〇一〇 (略)

二十二〇三十六 (略)

ある会社に対し、当該株券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。以下「交換社債券」という。）

ホ) (略)

十〇十九 (略)

二十 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の売買価格の關係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

(新設)

ハ) 新投資口予約権証券

二十一 次に掲げる有価証券の買付け（当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。）の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

(新設)

ハ) 新投資口予約権証券

二十二〇三十六 (略)

2・3 (略)

(空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外)

第十五条の七 令第二十六条の六第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券につき空売りをを行う取引

イ ホ (略)

ヘ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、外国投資

証券(新投資口予約権証券に類する証券を除き、投資証券に類する証券にあつては、二に掲げる有価証券に類似するものに限る。)

ト ヌ又 (略)

三 (略)

第五章 上場等株券等の発行者が行う買付け等

(対象となる取引等)

第十六条 法第六十二条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 上場等株券等(法第六十二条の二に規定する上場等株券等を含む。以下この章において同じ。)の発行者が行う会社法第百五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定

2・3 (略)

(空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外)

第十五条の七 令第二十六条の六第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券につき空売りをを行う取引

イ ホ (略)

ヘ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、外国投資

証券(投資証券に類する証券にあつては、二に掲げる有価証券に類似するものに限る。)

ト ヌ又 (略)

三 (略)

第五章 上場等株券の発行者が行う買付け等

(対象となる取引等)

第十六条 法第六十二条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 上場等株券の発行者である会社(以下この章において「発行者」という。)が行う会社法第百五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場

により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定(当該発行者が外国の者である場合に限る。以下この章において同じ。)による上場等株券等の売買又はその委託等

二 信託会社等(法第三十九条第一項第一号に規定する信託会社等をいう。第二十二条において同じ。)が信託契約に基づいて上場等株券等の発行者の計算において行う会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による上場等株券等の売買又はその委託等

三 金融商品取引業者等が投資一任契約に基づいて上場等株券等の発行者を代理して行う会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による上場等株券等の売買若しくはその委託等又はこれらの指図

四 金融商品取引業者等が上場等株券等の発行者から売買の別、個別の取引の総額及び数又は価格の一方について同意を得た上で、

合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定(当該発行者が外国会社である場合に限る。以下この章において同じ。)による上場等株券の売買又はその委託等

二 信託会社等(法第三十九条第一項第一号に規定する信託会社等をいう。第二十二条において同じ。)が信託契約に基づいて発行会社の計算において行う会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による上場等株券の売買又はその委託等

三 金融商品取引業者が投資一任契約に基づいて発行会社を代理して行う会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による上場等株券の売買若しくはその委託等又はこれらの指図

四 金融商品取引業者が発行会社から売買の別、個別の取引の総額及び数又は価格の一方について同意を得た上で、他方については

他方については当該金融商品取引業者等が定めることができることを内容とする契約（投資一任契約に該当する場合を除く。）に基づいて当該発行者の計算において行う会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による上場等株券等の売買又はその委託等

五 金融商品取引業者等による前各号に掲げる取引の受託等（法第四十四条の二第一項第一号に規定する受託等をいう。）

（取引所金融商品市場における上場等株券等の買付け等の要件）

第十七条 上場等株券等の発行者は、取引所金融商品市場において会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券等の買付け又はその委託等（以下この章において「上場等株券等の買付け等」という。）を行う場合（次条に規定する場合を除く。）は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 一日に二以上の金融商品取引業者等に対して、上場等株券等の買付け等を行わないこと。

金融商品取引業者が定めることができることを内容とする契約（投資一任契約に該当する場合を除く。）に基づいて当該発行者の計算において行う会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による上場等株券の売買又はその委託等

五 金融商品取引業者による前各号に掲げる取引の受託等（法第四十四条の二第一項第一号に規定する受託等をいう。）

（取引所金融商品市場における上場等株券の買付け等の要件）

第十七条 発行者は、取引所金融商品市場において会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券の買付け又はその委託等（以下この章において「上場等株券の買付け等」という。）を行う場合（次条に規定する場合を除く。）は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 一日に二以上の金融商品取引業者に対して、上場等株券の買付け等を行わないこと。

二 上場等株券等の買付け等の注文の価格については、次に掲げるいずれかの価格により行うこと。

イ 金融商品取引所（上場等株券等の買付けを行う取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所に限る。以下この章において同じ。）の定める規則により当該金融商品取引所においてその日の売買立会の始めの売買の価格が公表されるまでに行う上場等株券等の買付け等の注文にあつては、当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券等の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券等の買付け等の注文を当該上場等株券等の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券等につき当該金融商品取引所が当該注文の直前に公表した取引所金融商品市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該金融商品取引所が当該注文の直前に公表した当該取引所金融商品市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格）の指値により行うこと。

ロ 金融商品取引所の定める規則により当該金融商品取引所においてその日の売買立会の始めの売買の価格が公表された後に行

二 上場等株券の買付け等の注文の価格については、次に掲げるいずれかの価格により行うこと。

イ 金融商品取引所（上場等株券の買付けを行う取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所に限る。以下この章において同じ。）の定める規則により当該金融商品取引所においてその日の売買立会の始めの売買の価格が公表されるまでに行う上場等株券の買付け等の注文にあつては、当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券の買付け等の注文を当該上場等株券の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券につき当該金融商品取引所が当該注文の直前に公表した取引所金融商品市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券につき当該金融商品取引所が当該注文の直前に公表した当該取引所金融商品市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格）の指値により行うこと。

ロ 金融商品取引所の定める規則により当該金融商品取引所においてその日の売買立会の始めの売買の価格が公表された後に行

う上場等株券等の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表された売買の価格（上場等株券等につき当該金融商品取引所において公表された取引所金融商品市場における売買の価格をいう。以下この号及び次条第二号において「公表価格」という。）のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、直近の公表価格（当該金融商品取引所が定めるところにより気配相場の価格の公表が行われている場合は、当該気配相場の価格）を上回る価格の当該指値による当該注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券等の買付けを行う取引所金融商品市場において、一日に行う上場等株券等の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ 上場等株券等の買付けを行う日（以下この号及び第十九条第一項第三号において「買付日」という。）の属する週の前四週間に於ける当該取引所金融商品市場における当該上場等株券等の売買数量（立会外売買（金融商品取引所の業務規程で定める売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。以下この号において同じ。）の売買数量を除く。）を当該四週間の当該取引所金融商品市場における売買立会が行われた日数で除した数量を売買単位（金融商品取引所が定める当該上場等株券等の売買単位をいう。以下この号において同じ。）で表した売買単位数（以下この号及び次条第三号において「一日平均売買単

う上場等株券等の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表された売買の価格（上場等株券等につき当該金融商品取引所において公表された取引所金融商品市場における売買の価格をいう。以下この号及び次条第二号において「公表価格」という。）のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、直近の公表価格（当該金融商品取引所が定めるところにより気配相場の価格の公表が行われている場合は、当該気配相場の価格）を上回る価格の当該指値による当該注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券等の買付けを行う取引所金融商品市場において、一日に行う上場等株券等の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ 上場等株券等の買付けを行う日（以下この号及び第十九条第一項第三号において「買付日」という。）の属する週の前四週間に於ける当該取引所金融商品市場における当該上場等株券等の売買数量（立会外売買（金融商品取引所の業務規程で定める売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。以下この号において同じ。）の売買数量を除く。）を当該四週間の当該取引所金融商品市場における売買立会が行われた日数で除した数量を売買単位（金融商品取引所が定める当該上場等株券等の売買単位をいう。以下この号において同じ。）で表した売買単位数（以下この号及び次条第三号において「一日平均売買単位数」

位数」という。）

ロ 上場等株券等の買付日の属する月の前六月間における当該取引所金融商品市場における当該上場等株券等の売買数量（立会外売買の売買数量を除く。）を六で除した数量を売買単位で表した売買単位数（以下この号及び次条第三号ロにおいて「月間平均売買単位数」という。）の区分に応じ、次に掲げる数量

(1) (3) (略)

（取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄である上場等株券等の買付け等）

第十八条 上場等株券等の発行者は、取引所金融商品市場において会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づくマーケットメイク銘柄（マーケットメイカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買の義務を負うものとして金融商品取引所に届出を行い、当該金融商品取引所が指定する銘柄をいう。第二十三条第二号において同じ。）に係る上場等株券等の買付け等を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 一日に二以上の金融商品取引業者等に対して、上場等株券等の買付け等を行わないこと。

という。）

ロ 上場等株券の買付日の属する月の前六月間における当該取引所金融商品市場における当該上場等株券の売買数量（立会外売買の売買数量を除く。）を六で除した数量を売買単位で表した売買単位数（以下この号及び次条第三号ロにおいて「月間平均売買単位数」という。）の区分に応じ、次に掲げる数量

(1) (3) (略)

（取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄である上場等株券の買付け等）

第十八条 発行者は、取引所金融商品市場において会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づくマーケットメイク銘柄（マーケットメイカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買の義務を負うものとして金融商品取引所に届出を行い、当該金融商品取引所が指定する銘柄をいう。第二十三条第二号において同じ。）に係る上場等株券の買付け等を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 一日に二以上の金融商品取引業者に対して、上場等株券の買付け等を行わないこと。

二 上場等株券等の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表されたその日の公表価格のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、当該指値がマーケットメイカーが発表する売り気配の最安値として金融商品取引所により公表された価格（以下この号において「最良売り気配」という。）を上回らない価格で注文を行うこと、又は当該注文の直後に最良売り気配が上昇した場合における当該最良売り気配の価格による注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券等の買付けを行う取引所金融商品市場において、一日に行う上場等株券等の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ・ロ (略)

(店頭売買有価証券市場における上場等株券等の買付け等の要件)

第十九条 上場等株券等の発行者は、店頭売買有価証券市場において同法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券等の買付け等を行う場合（次条に規定する場合を除く。）は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

二 上場等株券等の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表されたその日の公表価格のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、当該指値がマーケットメイカーが発表する売り気配の最安値として金融商品取引所により公表された価格（以下この号において「最良売り気配」という。）を上回らない価格で注文を行うこと、又は当該注文の直後に最良売り気配が上昇した場合における当該最良売り気配の価格による注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券等の買付けを行う取引所金融商品市場において、一日に行う上場等株券等の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ・ロ (略)

(店頭売買有価証券市場における上場等株券等の買付け等の要件)

第十九条 発行者は、店頭売買有価証券市場において同法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券等の買付け等を行う場合（次条に規定する場合を除く。）は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 一日に二以上の金融商品取引業者等に対して、上場等株券等の買付け等を行わないこと。

二 上場等株券等の買付け等の注文の価格については、次に掲げるいずれかの価格により行うこと。

イ 認可金融商品取引業協会（上場等株券等の買付けを行う店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会に限る。以下この章において同じ。）の定める規則により当該認可金融商品取引業協会においてその日のシステム売買（当該認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた上場等株券等の売買をいう。以下この章において同じ。）の始めの売買の価格が公表されるまでに行う上場等株券等の買付け等の注文にあつては、当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券等の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券等の買付け等の注文を当該上場等株券等の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直前に公表した店頭売買有価証券市場における価格が配当

一 一日に二以上の金融商品取引業者に対して、上場等株券の買付け等を行わないこと。

二 上場等株券の買付け等の注文の価格については、次に掲げるいずれかの価格により行うこと。

イ 認可金融商品取引業協会（上場等株券の買付けを行う店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会に限る。以下この章において同じ。）の定める規則により当該認可金融商品取引業協会においてその日のシステム売買（当該認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた上場等株券の売買をいう。以下この章において同じ。）の始めの売買の価格が公表されるまでに行う上場等株券の買付け等の注文にあつては、当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券の買付け等の注文を当該上場等株券の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直前に公表した店頭売買有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落

落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直前に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格)の指値により行うこと。

ロ 認可金融商品取引業協会の定める規則により当該認可金融商品取引業協会においてその日のシステム売買の始めの売買の価格が公表された後に行う上場等株券等の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表された売買の価格(上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会において公表された店頭売買有価証券市場における売買の価格をいう。以下この号及び次条第二号において「公表価格」という。)のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、直近の公表価格を上回る価格の当該指値による当該注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券等の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券等の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ 上場等株券等の買付日の属する週の前四週間における当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券等の売買数量を当該四週間の当該店頭売買有価証券市場におけるシステム売買が行われた日数で除した数量を売買単位(認可金融商品取引業協会が定める当該上場等株券等の売買単位をいう。以下この号に

ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直前に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格)の指値により行うこと。

ロ 認可金融商品取引業協会の定める規則により当該認可金融商品取引業協会においてその日のシステム売買の始めの売買の価格が公表された後に行う上場等株券の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表された売買の価格(上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会において公表された店頭売買有価証券市場における売買の価格をいう。以下この号及び次条第二号において「公表価格」という。)のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、直近の公表価格を上回る価格の当該指値による当該注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ 上場等株券の買付日の属する週の前四週間における当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券の売買数量を当該四週間の当該店頭売買有価証券市場におけるシステム売買が行われた日数で除した数量を売買単位(認可金融商品取引業協会が定める当該上場等株券の売買単位をいう。以下この号において

において同じ。)で表した売買単位数(以下この号及び次条第三号において「一日平均売買単位数」という。)

ロ 上場等株券等の買付日の属する月の前六ヶ月間における当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券等の売買数量を六で除した数量を売買単位で表した売買単位数(以下この号及び次条第三号ロにおいて「月間平均売買単位数」という。)の区分に応じ、次に掲げる数量

(1) (3) (略)

2 (略)

(店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄である上場等株券等の買付け等)

第二十条 上場等株券等の発行者は、店頭売買有価証券市場において会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく店頭マーケットメイク銘柄(店頭マーケットメイクメーカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買の義務を負うものとして認可金融商品取引業協会に届出を行い、当該認可金融商品取引業協会が指定する銘柄をいう。第二十三条第四号において同じ。)に係る上場等株券等の買付け等を行う場合は、次に掲げる要件を満た

同じ。)で表した売買単位数(以下この号及び次条第三号において「一日平均売買単位数」という。)

ロ 上場等株券の買付日の属する月の前六ヶ月間における当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券の売買数量を六で除した数量を売買単位で表した売買単位数(以下この号及び次条第三号ロにおいて「月間平均売買単位数」という。)の区分に応じ、次に掲げる数量

(1) (3) (略)

2 (略)

(店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄である上場等株券の買付け等)

第二十条 発行者は、店頭売買有価証券市場において会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく店頭マーケットメイク銘柄(店頭マーケットメイクメーカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買の義務を負うものとして認可金融商品取引業協会に届出を行い、当該認可金融商品取引業協会が指定する銘柄をいう。第二十三条第四号において同じ。)に係る上場等株券の買付け等を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

さなければならぬ。

一 一日に二以上の金融商品取引業者等に対して、上場等株券等の買付け等を行わないこと。

二 上場等株券等の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表されたその日の公表価格のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、当該指値が店頭マーケットメイカーが発表する売り気配の最安値として認可金融商品取引業協会により公表された価格（以下この号において「最良売り気配」という。）を上回らない価格で注文を行うこと、又は当該注文の直後に最良売り気配が上昇した場合における当該最良売り気配の価格による注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券等の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券等の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ・ロ (略)

(上場等株券等の発行者以外の者による買付けの委託等)

第二十一条 第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券等の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う者は、当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合は、第十七条各号、第十八条各号、第十九条第一項各号及び前条各号に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 一日に二以上の金融商品取引業者に対して、上場等株券の買付け等を行わないこと。

二 上場等株券の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表されたその日の公表価格のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、当該指値が店頭マーケットメイカーが発表する売り気配の最安値として認可金融商品取引業協会により公表された価格（以下この号において「最良売り気配」という。）を上回らない価格で注文を行うこと、又は当該注文の直後に最良売り気配が上昇した場合における当該最良売り気配の価格による注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ・ロ (略)

(発行人社以外の者による買付けの委託等)

第二十一条 第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う者は、当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合は、第十七条各号、第十八条各号、第十九条第一項各号及び前条各号に掲げる要件を満たさなければならぬ。

(上場等株券等の買付けの名義)

第二十二條 上場等株券等の発行者が会社法第五十六條第一項(同法第六十三條及び第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十條の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十條の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券等の買付け等を行う場合は、自己の名義により(信託会社等が信託契約に基づいて上場等株券等の発行者の計算において行う場合は、当該発行者の計算において上場等株券等の買付け等を行う旨を明らかにすることにより)、これを行わなければならない。

(取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第二十三條 上場等株券等の発行者が次に掲げる方法により、会社法第五十六條第一項(同法第六十三條及び第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十條の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十條の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券等の買付け等を行う場合には、第十七條から第二十條までの規定は適用しない。

一 取引所金融商品市場における上場等株券等の買付け等(次号に規定する上場等株券等の買付け等を除く。)のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認める方法

(上場等株券の買付けの名義)

第二十二條 発行会社が会社法第五十六條第一項(同法第六十三條及び第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券の買付け等を行う場合は、自己の名義により(信託会社等が信託契約に基づいて発行会社の計算において行う場合は、当該発行会社の計算において上場等株券の買付け等を行う旨を明らかにすることにより)、これを行わなければならない。

(取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第二十三條 発行会社が次に掲げる方法により、会社法第五十六條第一項(同法第六十三條及び第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券の買付け等を行う場合には、第十七條から第二十條までの規定は適用しない。

一 取引所金融商品市場における上場等株券の買付け等(次号に規定する上場等株券の買付け等を除く。)のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認める方法

イ 当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券等の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券等の買付け等の注文を当該上場等株券等の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券等につき当該金融商品取引所が当該注文の直近に公表した当該取引所金融商品市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該金融商品取引所が当該注文の直近に公表した当該取引所金融商品市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格）の指値により上場等株券等の買付け等の注文を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券等の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買付けの株券又は投資証券等（投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいう。以下同じ。）の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員を含む。以下同じ。）間の公平が確保され

イ 当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券の買付け等の注文を当該上場等株券の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券につき当該金融商品取引所が当該注文の直近に公表した当該取引所金融商品市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券につき当該金融商品取引所が当該注文の直近に公表した当該取引所金融商品市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格）の指値により上場等株券の買付け等の注文を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買付けの株券の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主間の公平が確保される方法により行うこと。

る方法により行うこと。

二 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う場合にあっては、当該上場等株券等の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券等の買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券又は投資証券等の数量に買い付けた株券又は投資証券等の数量が満たない場合には、満たない株券又は投資証券等の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券等の買付け等を行うことができる。）。

二 取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄に係る上場等株券等の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認める方法

イ 当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券等の当該金融商品取引所の規則の定めるところによる当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における売買立会の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格（その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を上回らない価格の指値により上場等株券等の買付け等を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券等の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券又は投資証券等の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主又は投資主間の公平が確保される方法により行うこと。

二 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う場合にあっては

二 当該方法による上場等株券の買付け等を行う場合にあっては、当該上場等株券の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券の買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券の数量に買い付けた株券の数量が満たない場合には、満たない株券の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券の買付け等を行うことができる。）。

二 取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄に係る上場等株券の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認める方法

イ 当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券の当該金融商品取引所の規則の定めるところによる当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における売買立会の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格（その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を上回らない価格の指値により上場等株券の買付け等を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主間の公平が確保される方法により行うこと。

二 当該方法による上場等株券の買付け等を行う場合にあっては

は、当該上場等株券等の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券等の買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券又は投資証券等の数量に買い付けた株券又は投資証券等の数量が満たない場合には、満たない株券又は投資証券等の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券等の買付け等を行うことができる。）。

三 店頭売買有価証券市場における上場等株券等の買付け等（次号に規定する上場等株券等の買付け等を除く。）のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

イ 当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券等の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券等の買付け等の注文を当該上場等株券等の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価

、当該上場等株券の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券の買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券の数量に買い付けた株券の数量が満たない場合には、満たない株券の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券の買付け等を行うことができる。）。

三 店頭売買有価証券市場における上場等株券の買付け等（次号に規定する上場等株券の買付け等を除く。）のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

イ 当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券の買付け等の注文を当該上場等株券の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価証券市場に

証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格)の指値により上場等株券等の買付け等の注文を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券等の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券又は投資証券等の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主又は投資主間の公平が確保される方法により行うこと。

ニ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う場合にあつては、当該上場等株券等の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券等の買付け等を行わないこと(あらかじめ公表した買い付ける株券又は投資証券等の数量に買い付けた株券又は投資証券等の数量が満たない場合には、満たない株券又は投資証券等の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券等の買付け等を行うことができる)。

四 店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄に係る上場等株券等の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

イ 当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券等のシステム売買の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格(その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を上回らない価格の指値により上場等株券等の買付け等の注文を行うこと。

おける価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格)の指値により上場等株券等の買付け等の注文を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券等の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主間の公平が確保される方法により行うこと。

ニ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う場合にあつては、当該上場等株券等の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券等の買付け等を行わないこと(あらかじめ公表した買い付ける株券の数量に買い付けた株券の数量が満たない場合には、満たない株券の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券等の買付け等を行うことができる)。

四 店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄に係る上場等株券等の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

イ 当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券等のシステム売買の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格(その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を上回らない価格の指値により上場等株券等の買付け等の注文を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券等の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券又は投資証券等の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主又は投資主間の公平が確保される方法により行うこと。

ニ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う場合にあつては、当該上場等株券等の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券等の買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券又は投資証券等の数量に買い付けた株券又は投資証券等の数量が満たない場合には、満たない株券又は投資証券等の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券等の買付け等を行うことができる。）。

（役員及び主要株主の特定有価証券等の買付け又は売付けに含まれる場合）

第二十八条 法第六十三条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合は、上場会社等の役員（投資法人である上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の役員を含む。第三十条第一項第二号及び第三号並びに第四十条第四項第二号を除き、以下この章において同じ。）又は主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下この章及び次章において同じ。）が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価

ロ あらかじめ上場等株券の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主間の公平が確保される方法により行うこと。

ニ 当該方法による上場等株券の買付け等を行う場合にあつては、当該上場等株券の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券の買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券の数量に買い付けた株券の数量が満たない場合には、満たない株券の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券の買付け等を行うことができる。）。

（役員及び主要株主の特定有価証券等の買付け又は売付けに含まれる場合）

第二十八条 法第六十三条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合は、上場会社等の役員（投資法人である上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の役員を含む。第三十条第一項第二号及び第三号並びに第四十条第四項第二号を除き、以下この章において同じ。）又は主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下この章及び次章において同じ。）が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価証

証券等に係る買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）又は売付け等（同項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。）をする場合とする。

（報告書の提出を要しない場合）

第三十条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一〇十一（略）

十二 新株予約権又は新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）を有する者が当該新株予約権又は当該新投資口予約権を行使することにより株券又は投資証券の買付けを行った場合

十三・十四（略）

二〇四（略）

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一（略）

二 法第六十六条第二項第一号ホに掲げる事項 次に掲げるものいずれかに該当すること。

証券等に係る買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）又は売付け等（同項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。）をする場合とする。

（報告書の提出を要しない場合）

第三十条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一〇十一（略）

十二 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより株券の買付けを行った場合

十三・十四（略）

二〇四（略）

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一（略）

二 法第六十六条第二項第一号ホに掲げる事項 次に掲げるものいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 新株予約権無償割当て(会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、当該新株予約権無償割当てにより割り当てる新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が一億円(外国通貨をもって表示される新株予約権証券に係る新株予約権を割り当てる場合にあつては、一億円に相当する額)未満であると見込まれ、かつ、当該新株予約権無償割当てにより一株に対し割り当てる新株予約権の目的である株式の数の割合が〇・一未満であること。

三〇十四 (略)

2 (略)

(上場投資法人等の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十五条の二 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第九号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 法第六十六条第二項第九号ニに掲げる事項 新投資口予約権

無償割当て(投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十

三に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。以下この号、第

五十九条第一項第十三号及び第六十三条第一項第十三号において

イ (略)

ロ 新株予約権無償割当てを行う場合にあつては、当該新株予約権無償割当てにより割り当てる新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が一億円(外国通貨をもって表示される新株予約権証券に係る新株予約権を割り当てる場合にあつては、一億円に相当する額)未満であると見込まれ、かつ、当該新株予約権無償割当てにより一株に対し割り当てる新株予約権の目的である株式の数の割合が〇・一未満であること。

三〇十四 (略)

2 (略)

(上場投資法人等の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十五条の二 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第九号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

(新設)

同じ。)により割り当てる新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が一億円(外国通貨をもって表示される新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を割り当てる場合にあつては、一億円に相当する額)未満であると見込まれ、かつ、当該新投資口予約権無償割当てにより一口に対し割り当てる新投資口予約権の目的である投資口の数の割合が〇・一未満であること。

三 法第六十六條第二項第九号ホに掲げる事項 投資口の分割により一口に対し増加する投資口の数の割合が〇・一未満であること。

四 法第六十六條第二項第九号ヘに掲げる事項 一口当たりの金銭の分配の額を前営業期間に係る一口当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が〇・八を超え、かつ、一・二未満であること。

五 法第六十六條第二項第九号トに掲げる事項 合併による投資法人の資産の増加額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する営業期間及び翌営業期間の各営業期間(当該投資法人の営業期間が六月である場合にあつては、当該合併の予定日の属する営業期間開始の日から開始する特定営業期間(連続する二営業期間をいう。以下同じ。))及び翌特定営業期間の各特定営業期間)においていずれも当該投資法人の営業収入の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収入(当該投資法人の営業期間が六月である場合にあつては、最近二営業期間の営業収入の合計額)の百分の十に相当する額未満

二 法第六十六條第二項第九号ハに掲げる事項 投資口の分割により一口に対し増加する投資口の数の割合が〇・一未満であること。

三 法第六十六條第二項第九号ニに掲げる事項 一口当たりの金銭の分配の額を前営業期間に係る一口当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が〇・八を超え、かつ、一・二未満であること。

四 法第六十六條第二項第九号ホに掲げる事項 合併による投資法人の資産の増加額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する営業期間及び翌営業期間の各営業期間(当該投資法人の営業期間が六月である場合にあつては、当該合併の予定日の属する営業期間開始の日から開始する特定営業期間(連続する二営業期間をいう。以下同じ。))及び翌特定営業期間の各特定営業期間)においていずれも当該投資法人の営業収入の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収入(当該投資法人の営業期間が六月である場合にあつては、最近二営業期間の営業収入の合計額)の百分の十に相当する額未満

であると見込まれること。

(株券等に含まれない有価証券等)

第五十七条 (略)

254 (略)

5 令第三十一条に規定する新投資口予約権証券等から除くものとして内閣府令で定めるものは、外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券のうち前項に規定する投資口のみを取得する権利を付与されているものとする。

6 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、第一項から第三項までの各号に掲げるものを除く。次号において同じ。)、投資証券等(第四項に規定するものを除く。同号において同じ。)
又は新投資口予約権証券等(新投資口予約権証券及び外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券をいい、前項に規定するものを除く。同号において同じ。)
を受託有価証券とするもの(次項第四号において「株券等信託受益証券」という。)

二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、投資証券等又は新投資口予約権証券に係る権利を表示するもの(次項第五号において「株券等預

であると見込まれること。

(株券等に含まれない有価証券等)

第五十七条 (略)

254 (略)

(新設)

5 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、第一項から第三項までの各号に掲げるものを除く。次号において同じ。)
又は投資証券等(投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、前項に規定するものを除く。次号において同じ。)
を受託有価証券とするもの(次項第四号において「株券等信託受益証券」という。)

二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は投資証券等に係る権利を表示するもの(次項第五号において「株券等預託証券」という。)

「託証券」という。）

7| 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一〜三 (略)

三の二 新投資口予約権証券については、新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数とする方法

三の三 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券については、投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数とする方法

四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする方法

イ〜ハ (略)

ト 新投資口予約権証券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券の新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数

チ (略)

リ 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券 投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする方法

6| 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一〜三 (略)

(新設)

(新設)

四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜ハ (略)

(新設)

ト (略)

(新設)

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜へ (略)

ト 新投資口予約権証券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券の新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数

チ (略)

リ 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券 投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第六十六條第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜十二 (略)

十三 業務等に関する重要事実を知る前に法第六十六條第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て又は新投資口予約権無償割当て(新株予約権又は新投資口予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券又は当該新

イ〜へ (略)

(新設)

ト (略)

(新設)

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第六十六條第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜十二 (略)

十三 業務等に関する重要事実を知る前に法第六十六條第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て(新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。)に係る計画(当

投資口予約権に係る新投資口予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。)に係る計画(当該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券又は新投資口予約権証券の売付けをするものに限る。)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合
イ・ロ (略)

254 (略)

(伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容)

第六十二条の二 法第六十七条第五項第八号ハに規定する公開買付け等の実施に関する事実の内容として内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる事項とする。

- 一 上場等株券等(法第六十七条第一項に規定する上場等株券等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合
- 当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者(法第六十七条第五項第八号に規定する特定公開買付者等関係者をいう。以下この条において同じ。)から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの

イハ (略)

二・三 (略)

該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券の売付けをするものに限る。)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合
イ・ロ (略)

254 (略)

(伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容)

第六十二条の二 法第六十七条第五項第八号ハに規定する公開買付け等の実施に関する事実の内容として内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる事項とする。

- 一 上場等株券等の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合
- 当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者(法第六十七条第五項第八号に規定する特定公開買付者等関係者をいう。以下この条において同じ。)から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの

イハ (略)

二・三 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第六十七條第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十二 (略)

十三 公開買付け等事実を知る前に法第六十七條第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て又は新投資口予約権無償割当て(新株予約権又は新投資口予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券又は当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。)に係る計画(当該発行者と法第二十八條第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券又は新投資口予約権証券の売付けをするものに限る。)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合

イ・ロ (略)

二〇四 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第六十七條第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十二 (略)

十三 公開買付け等事実を知る前に法第六十七條第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て(新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。)に係る計画(当該発行者と法第二十八條第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券の売付けをするものに限る。)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合

イ・ロ (略)

二〇四 (略)

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第三号（第二十九条関係） <div style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</div> <p style="text-align: center;">役員又は主要株主の売買報告書 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 特定有価証券等の種類 次の区分に応じて該当する番号を○で囲むこと（国内発行及び海外発行を問わない。）。</p> <p style="padding-left: 20px;">普通株式、優先株式、新株予約権証券、<u>投資口及び新投資口予約権証券</u>・・・1 普通社債券、新株予約権付社債券及び投資法人債券・・・2 その他・・・3</p> <p style="padding-left: 20px;">（注）その他の欄には、該当する特定有価証券等（1及び2に該当するものを除く。）の 種類を記載すること（例：預託証券）。</p> <p>3～14 （略）</p> <p>15 数量 売付け等又は買付け等をした数量を記載すること。 （注）記載単位・・・株式：1株 投資口：1口 普通社債券・新株予約権付社債券・投資法人債券：1万円 新株予約権証券・<u>新投資口予約権証券</u>：1証券 上記以外の特定有価証券等については、その種類及び内容に適した単位を付すること。</p> <p>16 単価 売付け等若しくは買付け等の価格又は約定数値を記載すること。記載単位は円とする。<u>ただし、円未満の値がある場合は、銭まで記載すること。</u> （注）特定有価証券等が外貨建てである場合は、（単価×為替相場）により邦貨換算（小数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替相場は顧客に交付される書類に記入されている相場を用いることとし、外貨建て売買のため記入のないときは、約定日における対顧客直物電信売相場と<u>対顧客直物電信買相場</u>の中値を用いることとする。</p> <p>17・18 （略）</p> </p>	<p>別紙様式第三号（第二十九条関係） <div style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</div> <p style="text-align: center;">役員又は主要株主の売買報告書 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 特定有価証券等の種類 次の区分に応じて該当する番号を○で囲むこと（国内発行及び海外発行を問わない。）。</p> <p style="padding-left: 20px;">普通株式、優先株式、新株予約権証券及び<u>投資口</u>・・・1 普通社債券、新株予約権付社債券及び投資法人債券・・・2 その他・・・3</p> <p style="padding-left: 20px;">（注）その他の欄には、該当する特定有価証券等（1及び2に該当するものを除く。）の 種類を記載すること（例：預託証券）。</p> <p>3～14 （略）</p> <p>15 数量 売付け等又は買付け等をした数量を記載すること。 （注）記載単位・・・株式：1株 投資口：1口 普通社債券・新株予約権付社債券・投資法人債券：1万円 新株予約権証券：1証券 上記以外の特定有価証券等については、その種類及び内容に適した単位を付すること。</p> <p>16 単価 売付け等若しくは買付け等の価格又は約定数値を記載すること。記載単位は、<u>株式及び投資口は円、株式及び投資口以外は銭とする。</u> （注）特定有価証券等が外貨建てである場合は、（単価×為替相場）により邦貨換算（小数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替相場は顧客に交付される書類に記入されている相場を用いることとし、外貨建て売買のため記入のないときは、約定日における対顧客直物電信売相場と<u>対顧客電信直物買相場</u>の中値を用いることとする。</p> <p>17・18 （略）</p> </p>

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第四号（第四十一条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">特定組合等の売買報告書 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1～15 （略） 16 単価 売付け等若しくは買付け等の価格又は約定数値を記載すること。記載単位は円とする。ただし、円未満の値がある場合は、銭まで記載すること。</p> <p>（注）特定有価証券等が外貨建てである場合は、（単価×為替相場）により邦貨換算（小数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替相場は顧客に交付される書類に記入されている相場を用いることとし、外貨建て売買のため記入のないときは、約定日における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の中値を用いることとする。</p> <p>17・18 （略）</p>	<p>別紙様式第四号（第四十一条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">特定組合等の売買報告書 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1～15 （略） 16 単価 売付け等若しくは買付け等の価格又は約定数値を記載すること。記載単位は、株式は円、株式以外は銭とする。</p> <p>（注）特定有価証券等が外貨建てである場合は、（単価×為替相場）により邦貨換算（小数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替相場は顧客に交付される書類に記入されている相場を用いることとし、外貨建て売買のため記入のないときは、約定日における対顧客直物電信売相場と対顧客電信直物買相場の中値を用いることとする。</p> <p>17・18 （略）</p>